## あなたの家にもリコール製品がありませんか?

「リコール」とは、製■主なリコール製品と製造者 品に欠陥があることが分 かった場合に、製造者や販 売者が無償修理や返金、交 換などの対応をとることで す。リコール製品の中には、 死亡事故など重大な被害が 発生したものもあります。 すぐに使用を中止して、製 造者に連絡する必要があり ます。家庭に対象の製品が ないか、もう一度確認して ください。

右の表が主なリコール製 品と製造者です。品番など の詳しい内容は、消費生活 センターへお問い合わせく ださい。

問い合わせは、柳川・みや ま消費生活センター(市役所 大和庁舎内☎ 76・1004) へ。

※の対象機種は、消費生活センターへ問い合わせを

	メーカー	製品	製造年・対象機種
	TDK 株式会社 ☎ 0120 · 604 · 777	加湿器	1998年製 (KS-500H、KS-300W) 1993年製 (KS-31W、KS-32G)
	ダイキン工業株式会社 ☎ 0120・330・696	ルームエアコン	2006 年~ 2007 年製※ 2009 年~ 2010 年製※
		家庭用空気清浄機 「光クリエール」	2006 年~ 2008 年製※
		加湿機能つき空気清浄機 「うるおい光クリエール」	2008年~2010年製※
		家庭用除加湿清浄機 「クリアフォース」	2007年~2011年(8月)製※
	パナソニック株式会社 ☎ 0120・878・590	液晶テレビ	2012年1月~2013年6月製 (TH-L55ET5) 2011年12月~2013年6月製 (TH-L47ET5) 2012年2月~12月製(TH-L42ET5) 2012年4月~12月製(TH-L42E5)

2017.11

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

## 急増する架空請求はがきにご注意!



## 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約 会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟 として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番 号(く)498 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始さ せていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全 面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及 び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていた だきますので裁判所執行官による執行証書の交付 を承 諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜 わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご 本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年 月 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター 東京都千代田区霞が関■丁目■番■号 取り下げ等のお問合せ窓口 03-受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

左のはがきは、今年3月ごろから消費生活センター に相談が寄せられ始めた「総合消費料金に関する訴訟 最終告知のお知らせ」というタイトルの架空請求はが きで、半年以上経過した現在も、引き続き相談が多数 寄せられています。

実態は公的な機関からの通知に見せかけた架空請求 詐欺です。このような身に覚えのない通知が届いても、 絶対に連絡をしないでください。連絡をしてしまうと、 弁護士費用などと言ってお金を請求され、電話番号な どの個人情報を知られてしまいます。

この架空請求詐欺について法務省は、公式サイトで 大きく注意喚起しています。また、市の公式サイトに も注意情報を掲載しています。不安に思ったら、消費 生活センターへご相談ください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター(市 役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、9:00 ~ 16:30、 **2** 76・1004) まで。